

【研究ノート】

在日米国軍事顧問機関に関する研究 －陸上自衛隊の草創期を中心に－

岩佐 有子

<要旨>

1950年8月10日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、現在の陸上自衛隊の前身となる警察予備隊を指導する軍事顧問機関として、民事局別室（CASA）を設置した。この機関はその後、在日保安顧問部（SASJ）、在日保安顧問団（SAGJ）、在日軍事援助顧問団（MAAGJ）と名称、地位、役割を変えながら活動を継続したのであったが、彼らの実際の活動や果たした役割については、さほど研究が深まっていない。したがって本稿では、CASAからMAAGJの設置までを対象として、彼らがどのような活動をし、警察予備隊、保安隊の創設及び発展にどのような役割を果たしたのかを、主として米国の一次史料を用いながらその実態を明らかにする。

CASA、SASJ及びSAGJは終始、有能な幹部と装備品の不足に悩まされ、特に講和後は日本国内の政治的・法的諸条件によってその活動に制約を受けたが、許された条件の中で対応を模索し、日本の再軍備の基盤形成に深く関与したのであった。また、CASAに始まる在日米国軍事顧問機関の活動において、MAAGJの設置は、組織上・編成上の画期をなすものであった。

はじめに

1950年8月10日、現在の陸上自衛隊の前身である警察予備隊が創設された。そして、警察予備隊の創設と成長を指導するため、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers : GHQ）の下に軍事顧問機関として民事局別室（Civil Affairs Section Annex : CASA）が設置されたのであった。このCASAは、その後、在日保安顧問部（Security Advisory Section Japan : SASJ）、在日保安顧問団（Safety Advisory Group Japan : SAGJ）、在日軍事援助顧問団（Military Assistance Advisory Group Japan : MAAGJ）と名称、地位、役割を変

えながら、1959年12月に富士学校の常駐顧問が引き上げるまで、警察予備隊、保安隊、陸上自衛隊と変遷した日本の軍事組織の創設と発展に深く関わり続けたのであった¹。

このような日本の再軍備の問題については、政治外交史や安全保障政策史の観点から多くの研究がなされている。在日米国軍事顧問機関についても、そういった大きな枠組みの中で、警察予備隊の顧問機関として設置されたCASAについて言及した研究は少なくない²。しかし、日本の主権回復後の彼らの活動も射程に入れた研究はほとんどないと思われる。その中でも在日米国軍事顧問機関の全体像をとらえたものとして増田の研究があるが³、それも主な焦点は政治外交的側面にあてられており、軍事的観点から今日の自衛隊の基盤形成に彼らが果たした役割については、さほど研究が深まっていない状況である。

本稿は、CASAからMAAGJの設置にいたる在日米国軍事顧問機関そのものに注目し、彼らがどのような組織で、警察予備隊、保安隊の創設及び発展にどのような役割を果たしたのかその実態を、すでに蓄積のある先行研究も活用しつつ、特に講和後については、主として米国の一次史料を用いて明らかにしようとするものである。

本稿ではまず、CASAの設置経緯を概観し、警察予備隊の創設期においてCASAがどのような指導を行い、どのような問題に直面したのかを明らかにする。続いて、講和直前にCASAを引き継いだSASJの活動を明らかにする。この頃、警察予備隊(のちに保安隊)を自らの防衛計画に組込むとともに、自国防衛の責任を日本に段階的に移譲することを検討し始めていた米本国(特に軍部)は、日米の合同計画委員会(Combined Planning Committee)を設置し、共同防衛要領を研究することを提案した。しかし、米軍による作戦統制、統一司令部の設置、警察予備隊の増強などの米国側提案は、ようやく主権を回復した日本にとって到底受け入れられないものであり、議論はしばしば紛糾することになった。こうして安全保障をめぐる日米の対立が顕在化する中で、SASJがどのように任務を達成しようとしたのかを明らかにする。最後に、相互安全保障法(Mutual Security Act: MSA)交渉が開始されるなど、これまでの米国の対日軍事援助方針が修正されて行く中で、SAGJがどのようにその変化に対応していったのかを明らかにする。なお、SAGJについて論じる中で、MAAGJの設置経緯にも触れることになるが、MAAGJがそれまでのCASA、SASJ及びSAGJとは、組織上・

1 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』(朋文社、1965年)372～374頁。

2 日本の再軍備に関する研究としては、植村秀樹『再軍備と55年体制』(木鐸社、1995年)、田中明彦『20世紀の日本2 安全保障-戦後50年の模索』(読売新聞社、1997年)、大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』(講談社、2005年)、中島信吾『戦後日本の防衛政策-「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、2006年)、楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成-日本の構想とその相互作用1943-1952年』(ミネルヴァ書房、2009年)、柴山太『日本再軍備への道』(ミネルヴァ書房、2010年)など。

3 増田弘『自衛隊の誕生』(中公新書、2004年)

編成上性格の異なる組織として成立したものであることを指摘する。

1. 民事局別室 (CASA)

(1) 米国の対日政策の転換

終戦後日本に進駐して以来、日本の非軍事化と民主化政策を進めていた GHQ であったが⁴、1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発するとそのわずか2週間後に、日本再軍備の第一歩とも言える警察予備隊の創設を指示した。このような素早い対応の背景には、講和後の日本の安全保障を検討し始めていた米国の対日政策の転換があった。

その端緒となったのは、1948年10月9日、ハリー・トルーマン (Harry S. Truman) 大統領によって採択された米国国家安全保障会議 (NSC) 政策文書 NSC13/2 であった⁵。これは、国務省政策企画室室長のジョージ・ケナン (George F. Kennan) の考え方を踏襲したもので、米ソ対立の深化、中国における国共内戦の激化などの情勢の変化を受けて、日本に対しては非軍事化政策を徹底するのではなく、政治・経済改革の推進、旧政財界人の公職復帰などとともに警察力の強化を進めることで、政治的・経済的自立を促すことを主張していた⁶。

ただし、この NSC13/2 は、あくまで「警察力の強化」であり再軍備を求めたものではなかった。また講和後の日本の安全保障について、「最終的な米国の立場は、講和交渉にあたるまで公式化されるべきではない。国際情勢及び日本国内の安定度に照らして公式化されるべきである」としていたことは⁷、米軍部、特に陸軍を満足させるものではなかった。

というのは、陸軍の計画作戦課はすでに、講和後の占領軍の撤退または削減を見据えて、日本の再軍備に関する計画を独自に研究した「日本の限定的軍備 (Limited Military Armament for Japan)」を1948年4月27日、オマール・ブラッドレー (Omar N. Bradley) 陸軍参謀長とケネス・ローヤル (Kenneth C. Royall) 陸軍長官に提出していた。この中で計画作戦課は、現時点で日本を再軍備することは政治・経済・憲法の問題を引き起こすとして反対する一方で、限定的な再軍備、すなわち将来の小規模陸軍 (Small

4 「降伏後ニ於ケル米国内ノ初期ノ対日方針」(1945年9月22日) 細谷千博、有賀貞、石井修、佐々木卓也編『日米関係資料集 1945-97』(東京大学出版会、1999年)、22頁。「日本国ガ再び米国内ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト」を究極目標としていた。

5 田中『20世紀の日本2 安全保障-戦後50年の模索』、55～62頁。

6 NSC13/2, "Recommendations with Respect to United States Policy toward Japan" (10/7/1948), 細谷、有賀、石井、佐々木編『日米関係資料集 1945-97』、60～61頁。

7 同上、59～60頁。

Army) と沿岸警備隊 (Coastal Guard) の中核となるべき文民警察 (Civilian Police) の強化と沿岸警察 (Coastal Police) の設置は、今から進められるべきであると結論づけていた。計画作戦課は、本格的な再軍備は時期尚早であるが、その準備としての限定的再軍備は講和交渉が始まってからではなく、「今」始めるべきだと主張したのである⁸。

統合参謀本部 (JCS) は 1949 年 1 月、陸軍作戦課の研究内容を反映した NSC13/2 の修正案を作成し、ジェームス・フォレストル (James V. Forrestal) 国防長官はこれを 1949 年 3 月、NSC に提出して NSC44 となった⁹。講和を待たずに日本を限定的に再軍備することが米国の対日政策として正式に採用されたのであった。

(2) 警察予備隊の創設と CASA の設置

こうした情勢の中、1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発すると、トルーマン大統領は 2 日後には海空軍を朝鮮半島に投入すると声明を発表し、さらにダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 極東軍司令官 (Commander in Chief, Far East : CINCFE) の要請により、30 日には陸軍も投入することを決定した。日本に駐留していた米軍の 4 個師団は、7 月 1 日から逐次朝鮮半島に派遣されることとなった。

日本に駐留する米軍の大部分が半島に派遣されるという事態に直面し、マッカーサーは予想される治安維持機能の低下を補うため、日本の警察力の強化を決断した。朝鮮戦争勃発から約 2 週間後の 7 月 8 日、吉田首相に「日本政府に対し、7 万 5 千人からなる警察予備隊を創設し、海上保安庁の定員を 8 千人増員するために必要な措置を講ずることを許可する」と書簡を送ったのであった¹⁰。かねてから国内の治安維持体制を強化する必要性を痛感していた日本政府は、マッカーサーの「許可」を警察力増強の好機と捉え、ただちに警察予備隊創設の準備にとりかかった。そしてわずか 1 か月後の 8 月 9 日には「警察予備隊令」を閣議決定し、警察予備隊を創設したのであった。

米側の警察予備隊の創設構想は、マッカーサーが 7 月 14 日に発令した極東軍 (Far East Command : FECOM) の内部文書「警察予備隊の創設及び拡張計画書」によって示された。計画書によれば、警察予備隊設置の目的は「深刻な内紛や内乱の起きる場合に備えて日本の警察を増強し、さらに米軍が日本から展開したために生ずる真空

8 柴山『日本再軍備への道』、53 頁。

9 NSC44 (March 11, 1949) in U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949, VII, Part 2* (Washington D. C., U. S. Government Printing Office, 1985), pp. 671-673. (以下、同シリーズは FRUS と略す)。

10 General MacArthur to Prime Minister Yoshida, July 8, 1950, Hiroshi Masuda (ed.), *Rearmament of Japan, Part 1* (Tokyo: Maruzen, 1998) [microfiche], 1-D-72. (以下、同シリーズは ROJ と略す)。

状態を満たすため」であり¹¹、まず全国に戦略的優先順位に応じて番号を付与された連隊を12個編成し、最終的に日本型の歩兵師団(約15,000人)を4個(約60,000人)編成することとしていた。残余は軍団本部及び支援部隊要員とし、編成完了目標日は1950年12月15日とされた¹²。装備は、まず第8軍が保有する30口径の米軍M1カービン銃を貸与し、その後、軽機関銃、重機関銃、迫撃砲、ロケット弾発射筒、軽戦車、105ミリ榴弾砲と米歩兵師団の標準装備を順次提供するとしていた。これは「ポツダム宣言ののち」軽装備の範囲に止められていた¹³。また、師団編成完了目標日の12月15日までに、13週間の部隊訓練を完了させるとしていた。幹部教育は、第8軍が管理する江田島学校で指揮幕僚活動に関する4週間の訓練が行われることになっていた。そしてこの訓練を修了した幹部が、編成されつつある大隊や連隊などに配置され部隊の指揮をとることになっていた¹⁴。

同計画書はまた、GHQの民事局に、警察予備隊を指導するための顧問機関の設置を指示していた。その長には、極東軍民事局長であったホイットフィールド・シェパード(Whitfield P. Shephard)少将を任命し、「警察予備隊の組織、訓練、管理に関し日本政府を指導」する任務と、「警察予備隊に関する諸問題につき日本政府の諸機関と直接連絡をとる権限」を付与したのであった¹⁵。こうして、警察予備隊の顧問機関として発足したのが、CASAであった。

(3) CASAの組織と活動

CASAの本部は、江東区越中島の旧東京高等商船学校に開設された。組織は、本部が一般幕僚部(人事、情報、作戦、補給)と特別幕僚部(総務、監察、警務、武器、通信など)から構成された¹⁶。この他、警察予備隊の4つの管区総監部、病院、補給処などにCASA支部を、北海道、関東、近畿、九州に地方民事部を設置した¹⁷。地方民事部は、CASAの出先機関として警察予備隊の教育訓練の統制と行政を支援した¹⁸。

人員を見てみると、本部には、8月初旬までに将校18人、年末までには将校40人及び下士官44人が配属された。その後、警察予備隊の編成、訓練などが進捗すると、警察予備隊の上級指揮官、幕僚、管理要員の教育を担当する教官・助教、さらに、約

11 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』(読売新聞社、1981年)、421頁。

12 同上、421～422頁。

13 同上、431頁。

14 同上、429～430頁。

15 同上、421頁、427頁。

16 佐藤守男『警察予備隊と再軍備への道』(芙蓉書房、2015年)、22～25頁。

17 増田『自衛隊の誕生』、21頁。

18 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み(第9回)」『朝雲新聞』1988年12月29日。

30か所の警察予備隊駐屯地で基本訓練を指導する将校 (Camp Commander) などが必要となり、1951年夏には、将校178人、下士官217人、事務官30人となった¹⁹。

CASAは、警察予備隊の隊務全般について指導を行ったが、特に深く関与したのは創設当初の組織の基盤づくりであった。そしてそこでは困難に直面することも少なくなかった。

ア 警察予備隊の初期訓練

警察予備隊の初期訓練は、1950年9月から1952年9月の間に6期に分けて実施された。特に、警察予備隊の教育訓練の諸法規が未制定であった第1期訓練 (1950年9月～1951年1月) は、各キャンプに配置された米軍将校が警察予備隊を直接指導した²⁰。この第1期訓練では、戦術部隊、支援部隊を問わず、一律カービン銃の射撃訓練など各個訓練のみが実施され²¹、CASAは出先機関である地方民事部に対し、訓練に関する統制事項、訓練成果の週間報告の提出などを指示して部隊訓練を律した²²。第2期以降は、CASAによる指導の下に日本側によって訓練が実施され、第6期訓練で大隊訓練まで終了した。CASAは第6期訓練を終えて、警察予備隊の戦術能力を「よく訓練された歩兵大隊レベル」と評価したものの、有能な幕僚と指揮官の不足が戦術能力向上の阻害要因となっているとの認識を持つようになっていた²³。

CASAは、江田島学校の他に、越中島に東京指揮学校を開校して1950年9月18日から幹部教育を行っていたが、GHQ及び日本政府の方針により、旧軍将校の入隊は許されていなかった²⁴。そのため「警察官僚で号令一つかけられない」指揮官もいたようである。また一般隊員にいたっては、「飲み食いただで、衣服貰って、辞める時六万円貰う」ために入隊したという者も少なくなかったという²⁵。装備については、前述のとおり当初はカービン銃が支給され、その後、軽機関銃、重機関銃、迫撃砲、ロケット弾発射筒、軽戦車、105ミリ榴弾砲と順次追加することが計画されていたが、

19 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み (第27回)」『朝雲新聞』1989年5月18日。

20 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、35頁。

21 A Report on the Japanese National Police Reserve, October 1951, *ROJ*, Part 1, 1-B-157.

22 Organization and Initial Training of National Police Reserve Enlistees, September 20, 1950, *ROJ*, Part 1, 1-F-9.

23 A Report on the Japanese National Safety Force for the Period Jul-Sep 1952, October 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-61.

24 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、32～34頁。1951年3月以降、段階的に旧軍将校の募集が行われていくが、大佐級の旧軍将校が入隊するのは1952年7月14日である (読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』、290頁)。

25 「森繁弘オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策② 防衛計画の大綱と日米防衛協力のための指針』(防衛省防衛研究所、2013年)、39～40頁。警察予備隊創設時に入隊した森氏 (元統合幕僚会議議長) は、「中卒か、中卒もあやふやなヤクザみたいな者」が隊員の約三分の一を占め「本当に始末悪かった」と証言している。

51年3月の時点で、支給されていた最大装備は60ミリ迫撃砲であった²⁶。このような人員と装備のため、訓練効果はなかなか上がらなかったのである。

朝鮮半島では1950年10月下旬、中国人民義勇軍が朝鮮戦争へ参戦し、国連軍は11月下旬の大規模な攻撃を受けて潰走を余儀なくされていた。地上兵力の余裕を失い日本に自国防衛の責任を負わせることを本格的に検討するようになっていた米軍部にとって、警察予備隊の訓練が思うように進展しないことは深刻な問題であった。シェパードは、ちょうど第1期訓練を終了した後の1951年2月7日、来日中のアール・ジョンソン (Earl D. Johnson) 陸軍次官補と会見し、指導者の不足があらゆる部隊訓練の大きな障害になっていると報告していた。そして、有能な幹部の不足が警察予備隊の発展にとって最大の弱点であり、公職追放された者を含め、大佐クラスの旧軍人の活用なしにはこの状況の早期解決は望めないと訴えた。また、訓練に使用可能な装備品は、小火器及び小口径の機関銃、そしてトラック約100台のみで、部隊の移動を著しく制限するとともに、連隊や師団訓練をほぼ不可能にしていると報告し、装備品の充実も警察予備隊の強化に必要であることを訴えた²⁷。この有能な幹部と装備の不足の問題は、CASAにとって引き続き警察予備隊の育成における大きな障害となっていく。

イ 警察予備隊の本部組織の編成

警察予備隊の部隊は、編成完了目標日の1951年12月15日までに、概ね計画通り編成を終えていた。しかし、中央の本部組織の編成については、日米で議論が紛糾することになったのである。

日本が作成した予備隊令の案は、募集した75,000人をもって警察予備隊本部長官の下に中央本部とこれに統括された地方本部を置くというものであった。部隊の行政と指揮は中央本部に一本化され、長官以下中央本部のスタッフは全員制服を着て部隊を指揮するものと考えていた。

しかしCASAは、75,000人は全て部隊を編成するための要員であり、それとは別に長官を補佐する中央機構を設置することを構想していた。つまり、部隊の指揮と行政は別々でなければならなかった。また、その中央機構は米国防省に倣い、文官スタッフによる行政監督部門と制服スタッフによる部隊指揮部門によって構成されるべきであった²⁸。日米の議論は数日続いたが、調整がつかないまま1950年8月10日、警察

26 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み (第25回)」『朝雲新聞』1989年5月4日。装備品の供与は、CASAが在日米補給部隊に請求を行い、CASAに支給され、CASAを通じて警察予備隊に支給されるという手続きがとられていた。

27 National Police Reserve Notes on Conference with Maj Gen W. P. Shepherd, February 7, 1951, ROJ, Part 1, 2-F-77.

28 加藤陽三『私録・自衛隊史』(『月刊政策』政治月報社、1979年)、36頁。

予備隊令が施行された。CASAが指摘した長官を補佐する中央機構は、警察予備隊本部として設置が規定されていたが、その構成員は全て文官スタッフであった²⁹。新憲法の制定以来、日本には「軍人」は存在していなかったし、そもそもCASAの構想が軍隊の存在を前提としたものであったことが日本側の理解を困難にしていた³⁰。その後も議論は続けられたが、両者がようやく了解に至ったのは12月であった。

最終的にCASAは、警察予備隊本部の編成は変更しないものの、部隊の最高司令部である総隊総監部(部隊中央本部から移行)にも長官の補佐機関としての性格を特別に付与するように指導した。そしてその考えを盛り込んで1951年1月6日、本部長官訓令「警察予備隊本部及び総隊総監部の相互事務調整に関する規程」が施行された。規程では、本部の役割を、総監部に対する実施計画及び方針の作成指示・承認、その運営の監督、大綱的方针及び計画を規定する訓令等の発出、国会・政府諸機関対応とし、総監部の役割を、使命達成に必要な法令・規則等の案または改正案の上申、隊則の制定・公布及び警察予備隊達の隷下部隊への発出等とした³¹。こうして規定された「文官優位」システムは、今日の日本の政軍関係の特徴づける重要な要素となっている³²。

2. 在日保安顧問部(SASJ)

(1) 「指導」から「助言」、「援助」へ

1951年4月11日、マッカーサーに替わって連合軍最高司令官(SCAP)及び米極東軍司令官(CINCFE)に就任したマシュー・リッジウェイ(Matthew B. Ridgeway)大將は、シェパードと同じく、警察予備隊の有能な幹部と装備の不足を問題視していた。彼は1951年6月8日、4個師団の人員は充足しているものの、有能な幹部が不足しているため軍団司令部が編成できないこととともに、武器・装備不足のため作戦能力は中隊レベルに制限され、国内の治安維持には対応できるが外敵の攻撃

29 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み(第17回)」『朝雲新聞社』1989年3月9日。「警察予備隊の職員の内定員は75,100人とし、うち75,000人を警察予備隊の警察官とする」(第4条)、「警察予備隊に本部及びその他所要の機関を置く」(第5条)と規定された。つまり、本部等を構成する100人に警察予備隊の警察官は含まれていなかった。

30 読売新聞戦後史班編「『再軍備』の軌跡」、108頁。

31 加藤『私録・自衛隊史』、38～39頁。

32 中島『戦後日本の防衛政策』、23頁。「文民統制」とは、民主的な手続きを経て選出された政治家が軍事を統制するという制度的枠組みである。軍事機構内における文官と軍人を対等と見做すCASAの構想に反し、この時警察予備隊が採用した、文官が軍人を統制する「文官優位」は、「文民統制」という大きな枠組みの下位概念の一つであり、「文民統制」の必要条件ではない。制服組を内局の幹部ポストから排除する「任用制限条項」は防衛庁発足時に撤廃されたが、今日まで不文律として続いている。

には対処できないと警察予備隊の現状を陸軍省に報告している³³。リッジウェイは前職で第8軍司令官として米韓軍を指揮した経験から、韓国陸軍の指揮官及び参謀将校の能力の低さによって米軍兵士の命が危険に晒されたと考えており、「もし、我々が今後2年程度の間、不適當に指揮され無能な高級参謀に補佐された軍隊を頼りにしなければならぬとしたら、このコストは再び、しかもより高く支払わなければならないことになるだろう」と警察予備隊の育成の遅れに対する危機感を持っていた³⁴。

そして1951年5月17日、日本の再軍備方針を盛り込んだNSC48/5がトルーマン大統領に承認された。この文書は、平和条約の締結までは、日本の円滑な主権回復のための手続きを進めるとともに、日本の警察予備隊の編成、訓練及び装備の充実を支援し、戦闘力を有する軍事機構の編成を促進する、そして締結後は、日本に相応しい軍隊の発展を支援するとして、平和条約締結後の再軍備に向けて警察予備隊を増強する方針が示されたのである³⁵。

このように米国の警察予備隊に対する増強要請が高まる中、CASAは1952年4月27日、SASJへ移行した。4月28日の平和条約の発効によってGHQが廃止されるため、極東軍隷下にSASJを設置してCASAの業務を引き継いだのであった。SASJの人員は1952年9月末時点で、将校331人、下士官565人、事務官50人の合計946人であり、約1年で2倍以上に増強されていたが、組織に大きな変更はなく、長は1951年6月にシェパードと交代していたルロイ・ワトソン(LeRoy H. Watson)少将が統投した³⁶。

しかし、日本が主権を回復したことによって、警察予備隊(1952年8月に保安庁が発足し、警察予備隊は同年10月に保安隊へ改編)に対するアプローチは変わることとなった。ワトソンはSASJの発足後に、米軍顧問は日本政府の依頼によって派遣された警察予備隊の最高級幹部に対する助言者及び援助者であって、警察予備隊に対する指導権を持たないとの方針を示し³⁷、SASJが警察予備隊には「指導」ではなく、「助言」、または「援助」を与える立場になったことを明確にしたのであった。しかし、米国政府が前年5月に警察予備隊を拡大する方針を示したことは、SASJによる顧問活動の必要性を高めることとなった。

33 CINCFE Tokyo Japan to DEPTAR, June 8, 1951, *ROJ*, Part 1, 1-F-49.

34 SCAP Tokyo Japan to DEPTAR WASH DC for JCS, C63167, May 23, 1951. 石井修、植村秀樹監修『アメリカ統合参謀本部史料 第13巻』(柏書房、2000年)、44頁。

35 *FRUS, 1951, VI*, Part 1, pp. 38. 平和条約の締結と安全保障条約の交渉を急ぐこと、日本の経済的自立を支援すること、そして、平和条約の締結までは、日本の円滑な主権回復のための手続きを進めるとともに、日本の警察予備隊の編成、訓練及び装備の充実を支援し、戦闘力を有する軍事機構の編成を促進する、そして締結後は、日本に相応しい軍隊の発展を支援することを対日政策として掲げた。

36 『自衛隊十年史』編集委員会編『自衛隊十年史』、372頁。

37 同上、373頁。

(2) 顧問機能の強化

ア 駐屯地への顧問の配置

警察予備隊の増強方針の下、SASJ発足直前の1952年3月、参謀長のフランク・コワルスキー (Frank Kowalski Jr.) 大佐は、増原恵吉警察予備隊長官に、警察予備隊の各駐屯地 (複数の職種部隊が駐屯していればその職種毎) に顧問1名と下士官3名、地域司令部には上級顧問1名、副顧問1名、将校6名 (情報・訓練、補給、工兵、衛生、武器、通信) を配置するという構想を提示した。警察予備隊創設時から、警察予備隊の駐屯地には米軍将校が配置されていたが、彼らは基本訓練を指導する「Camp Commander」であった。しかし、ここでコワルスキーが言う顧問とは「Advisor」であった³⁸。つまりSASJ発足以降、彼らは「Advisor」となり、その役割は「指導」から「援助」と「助言」へと変わるが、平和条約締結後も引き続き警察予備隊の駐屯地に留まり続けるということであった。

この構想は、主権回復後は駐屯地の米軍顧問を撤退させるつもりであった日本の反発を招くことになった。日本政府は、顧問の配置は総隊総監部、管区総監部、学校、補給処のみとし、駐屯地での新装備の訓練については、顧問の臨時支援を依頼するという事を閣議決定し、増原は1952年7月、これをワトソンに伝達した³⁹。また吉田の個人的な軍事顧問としてGHQとの折衝に当たっていた辰巳栄一元陸軍中将は、岡崎勝男外務大臣にこの件を伝えるが、岡崎は駐屯地へ顧問を配置する必要性は認めつつも、警察予備隊は米軍の植民地部隊であるとの世論や共産党の非難があるため、閣議決定には従わねばならないとの考えであった。辰巳が岡崎の考えをワトソンに伝えると⁴⁰、ワトソン少将は、岡崎がどうしても駐屯地から顧問を撤退させると言うのなら、重装備の訓練を行うことは不可能である。彼は重大な過ちを犯していると語気を強めたのであった⁴¹。

しかし、駐屯地からの顧問の撤退には期限が設けられていなかったため、駐屯地の顧問の常駐は事実上継続されることになった。SASJの発足後、現地の警察予備隊員の能力、部隊の練度などに関して地方民事部に対して行った照会への回答を見てみると、「有能である (qualified)」、「可 (satisfactory)」など良好な評価がある一方で、経験豊かな幹部及び装備品の不足を指摘するとともに、訓練指導が不十分で誤りをその場で改善できない、新たな装備品などに関する質問には顧問でなければ答えられない

38 Conference Colonel F. Kowalski – Mr. Masuhara, March 28, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-133.

39 Memorandum for Record, Subject: Advisors at NPRJ Camps, July 3, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-110.

40 Memorandum for Record, Subject: Conference between General Watson and Mr. Tatsumi, 1500 hours, 15 July 1952 – Information Discussion Pertaining to NPRJ, July 15, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-111.

41 Memorandum for Record, Subject: Conference – General Watson and Mr. Tatsumi, July 22, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-116.

といった、顧問機能の強化を求める報告が寄せられていた⁴²。警察予備隊の練度は、依然として米軍顧問の支援を必要とするレベルであったが、日本の主権回復によって、SASJの活動はCASA時代にはなかった影響を受けることになったのである。

イ 重装備の供与－警察予備隊の「正規軍」化（NSC125/2）

1951年9月8日に調印された日米安全保障条約の前文では、「アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のために漸増的に自ら責任を負うことを期待する」⁴³と、日本人自身が日本を防衛することができるような軍備を持つための漸進的努力を求めていた。

そして1952年8月7日、トルーマン大統領はNSC125/2「アメリカの日本に対する目的と行動方針」を裁可し、「外敵の攻撃から自国を防衛することができる日本の軍隊の創設を支援する。その第一段階として、偏りのない地上軍10個師団と空海軍の創設を支援する」と行動方針を示した⁴⁴。ここに、国内の治安維持のための警察力の増強ではなく、警察予備隊を「正規軍」化するとの方針が正式に決定されたのであった。

これより前の1952年7月、マーク・クラーク（Mark W. Clark）極東軍司令官は「警察予備隊が軽兵器のみの装備である限り、本物の軍隊（bona fide force）とみなすことはできない」と述べていたが⁴⁵、米軍にとって警察予備隊を「正規軍」化することは、重装備化することに他ならなかったのである。重装備の供与に関する米国側の責任者はSASJとされ、引き渡しの条件など具体的な事項はワトソンが増原の合意を得て決定し、そのペースはワトソンが決定することになった⁴⁶。

1952年8月12日、日本政府が重装備の受け入れを表明するとSASJは保安庁代表者との会議を開き、初回分として8月25日までにM24戦車30両と105ミリ榴弾砲44門が全国21駐屯地に配分されることが合意された⁴⁷。8月の第1回分の配分につき、11月初旬にかけて105ミリ榴弾砲140門、155ミリ榴弾砲70門、M24戦車200

42 Comments and Recommendations on Advisory Policy, April 21, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-180; Comments and Recommendations – Advisory Policy, July 1, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-186.

43 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」細谷、有賀、石井、佐々木編『日米関係資料集 1945-97』、135頁。

44 *FRUS, 1952-54, XIV*, pp.1306-1307.

45 Joint Chief of Staff Decision on J.C.S. 1380/146 a Memorandum by the Chief of Staff, U.S. Army on Release of Heavy Armament to the Japanese National Police Reserve, July 21, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-B-175. リッジウェイは1952年5月12日、クラーク大将と交代していた。

46 柴山『日本再軍備への道』、516頁。

47 Initial Distribution of Certain Items of Heavy Armament, August 12, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-115.

両が保安隊に引き渡され、全国に17個普通科中隊、13個特科大隊(105ミリ榴弾砲)及び5個特科大隊(155ミリ榴弾砲)が編成された⁴⁸。

ちなみに、それまでの重装備訓練はCASAの時代から日本の米軍基地内で実施されていた。これは、警察予備隊に対する重装備の訓練が極東委員会の決定に抵触しないようにするための国務省の提案であった⁴⁹。すなわち、講和前の警察予備隊への重装備の供与は、極東委員会のメンバー国からの反対を招く恐れがあると考えたのであった。そしてメンバー国からの反対意見がないことを確認して、1951年1月からCASAの統制下で警察予備隊に対する重装備訓練が実施されることになったのである。

そして、キャンプ・ウィアー(相馬原)にGHQ訓練センター(GHQ Training Center)を開設し、8週間を1期として、砲兵課程532人、戦車課程112人、重迫撃砲課程72人、合計716人の警察予備隊幹部を訓練することが計画された。

センター長はCASA長で、顧問統制本部(長:大佐又は中佐)の下に、訓練を担当する砲兵訓練班(長:大尉)、戦車訓練班(長:大尉)、重迫撃砲訓練班(長:大尉)、訓練支援班(長:中佐)が置かれ、CASAと米第16軍団から集められた教官286人(将校25人、下士官261人)が配置されていた。また、警察予備隊員による学生管理班(幹部18人、下士官159人)も組織されていた。

学生は、米軍の部隊を模した暫定的な部隊を編成し、将来の基幹要員として幅広い職務が果たせるように、期間中に役割を交替しながら訓練をすることになっていた。訓練の内容は、例えば戦車課程では、戦術(65時間)、兵器(89時間)、運転・整備(170時間)、通信(20時間)、その他(8時間)で構成され、その教育方式は、会議(conference)、展示(demonstration)、実技(practical exercise)が組み合わされていた⁵⁰。

そしてセンターの運営はCASAからSASJに引き継がれ、1952年9月30日現在で1262人が教育を修了していた⁵¹。警察予備隊を重装備化することは、CASAやSASJの訓練支援の負担が増すことを意味していた。陸軍省では、世界規模での米軍の兵力不足を考慮して、警察予備隊の体制整備の進捗に伴う軍事顧問の削減が検討されていたようであるが、この提案を受けたCINCFEは、警察予備隊の増強計画が進められる中、軍事顧問を削減することは最悪の結果を招くことになると、削減を拒否していた⁵²。

48 渡辺雅哉・植村秀樹「警察予備隊の変貌—コンスタビュラリーから防衛部隊へ」『軍事史学』第43巻第1号(通巻169号)(2007年6月)47頁。

49 *FRUS, 1951, VI, Part1*, pp. 1360-1361.

50 *Plan for Training NPRJ Personnel with Heavy Armament, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-67.*

51 *A Report on the Japanese National Safety Force for the Period JUL-SEP 1952, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-61.*

52 *CINCFE Tokyo Japan to DEPTAR WASH DC, C53302, August 8, 1952, ROJ, Part 1, 1-B-39.*

(3) 合同計画委員会

このように、警察予備隊を「本物の軍隊」へ増強する方針に具体的な道筋がつこうとしている頃、米軍部は、警察予備隊を防衛計画立案に組み込むことを検討し始めていた。ワトソンは7月16日、JFY53（日本の1953会計年度）の目標として、警察予備隊を11万人から18万人に増員するとともに、北海道防衛の責任を移譲する考えを大橋武夫警察予備隊担当大臣に示した⁵³。またクラークは7月26日、ロバート・マーフィ（Robert D. Murphy）在京米国大使とともに参加した吉田、岡崎との会議で、極東軍と警察予備隊代表からなる「統合防衛会議（Joint Defense Committee）」を設置し、日本が自国防衛に参加する場合の日米の共同要領について研究することを吉田に提案したのであった⁵⁴。

第1回の委員会は8月9日に開催され、米側は極東軍のドイル・ヒッキー（Doyle O. Hickey）参謀長、ブラックシェア・ブライアン（Blackshear M. Bryan）参謀副長、ワトソン、ギルマン・ムジェット（Gilman C. Mudgett）第3部長、日本側は保安庁次長となった増原、林敬三第1幕僚長、そして辰巳が参加し、委員会の運営要領について議論するとともに、「合同計画委員会」と改称することで合意した⁵⁵。

第2回は8月28日に開催され、議題として、①日本人の自国防衛への漸進的参加を謳った安全保障条約の履行、②兵力と防衛構想の統一性の確保の必要性、③一般的な指揮系統の明確化の3点が提示された。議論の詳細については不明であるが、この際、極東軍は第3回の議題の1つとして、警察予備隊の拡大計画案を提示していた。その内容は、まずJFY52-53で4個師団11万人を確立し、1953年の6月までに2個師団で北海道の主要な防衛任務を引き継ぐこと。そしてJFY53-54で6個師団18万人に拡大し、1955年の4月までに2個師団で九州の防衛任務を担うこと。さらにJFY54-55で10個師団32.5万人に拡大し、1956年7月までに日本全土の防衛を担うことというものであった⁵⁶。また11月14日に実施された第3回の委員会では、極東軍が、共同作戦計画の策定、有事における日本の防衛部隊に対する米軍指揮官の作戦統制及び統一司令部の設置、日米共同訓練の実施などに関する了解覚書（Memorandum of Agreement）を提示していた⁵⁷。

53 Major General Leroy H. Watson, "Memorandum for State Minister Ohashi: Subject: NPR Budget Preparation" (July 16, 1952), E-2a 日米交渉 MAAG メモ - 池田・ロバートソン会議、堂場文書（丸善、2013年）。

54 Memorandum for Record Subject: Conference between General Watson and Mr. Tatsumi, July 30, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-113.

55 CINCFE Tokyo Japan to DEPTER WASH DC, August 15, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-58.

56 Memorandum for General Watson Subject: Agendas for Combined (US-Japan) Planning Committee Meetings (22 Aug 1952), August 29, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-10.

57 Memorandum of Understanding between the Japanese National Safety Agency and CINCFE Regarding Combined Defense Planning, 1952, ROJ, Part 1, 1-F-190.

保安隊（警察予備隊は1952年10月15日、保安隊へ改編）の代表者達は、このように極東軍から保安隊の増強計画や共同防衛に関する問題提起を受けて対応に苦慮した。吉田は1952年1月の通常国会で、警察予備隊を「防衛隊」(のちに保安隊として発足)へ改編する方針を示した際、7万5千人から11万人に増強することを表明していたが、これを上限とする方針はその後変わっていなかった⁵⁸。増原は第2回の委員会の後、吉田と3回会見したが、米側の提示した拡大計画に関していかなる言質も得ることができなかった⁵⁹。11月20日に予定されていた第4回の委員会が延期となった後、ワトソンと会見した増原は、現在の委員会の行き詰まりは国民の自衛に対する否定的な態度と弱い政権基盤のためであると理解を求めた。また米側文書によれば、辰巳が12月18日、ワトソンと会見した際、了解覚書について吉田は有事に共同で防衛手段が講じられる場合に、米軍指揮官が最高指揮官となることを完全に理解しているが、ハイレベルでの口頭の合意がある限り、それを文書にすることは賢明ではないと考えていること、そして文書にした場合の情報漏洩を懸念していることを伝えたという⁶⁰。

このような日本の対応に対しワトソンは、日本が保安隊をめぐる議論に対していつも憲法問題を持ち出し、また、米側が改善策を提案すれば、共産主義者や左翼社会主義者の反対を理由に決断を避けていることに強い不満を表明する一方で、次回の合同計画委員会では、憲法の改正や11万人以上への拡大計画に関する議論は避け、成果が期待できる11万人の訓練、装備等の充実について議論したいと妥協する姿勢を示した⁶¹。これは、合同計画委員会において木村が「11万人は合法的」と発言したことを受けたもので、ワトソンは重装備の引き渡しが進む中、安全保障政策上の法的環境やそれに起因する制約等によって保安隊の訓練が遅れることを恐れ、現在の法と予算が許す範囲でできることを最優先したのであった⁶²。こういったより高度な判断を必要とし、また、早期の解決が望めない問題を、直接的に解決できる立場にないSASJは、現場レベルでできることに努力を集中することで保安隊の育成を進めようとしたのである。

58 楠『吉田茂と安全保障政策の形成』、266頁。

59 Memorandum for Record Subject: Conference between Vice Director – General Masuhara and Colonel Brown, October 8, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-148.

60 Memorandum for Record Subject: Conference between General Watson and Mr. Tatsumi, December 18, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-124.

61 Conference Between Vice Director-General Masuhara and General Watson, November 24, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-120.

62 Memorandum for Record Subject: Conference between General Watson and Mr. Tatsumi, December 18, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-124.

3. 在日保安顧問団 (SAGJ)

(1) 教育訓練の充実

SASJは1953年1月1日、SAGJへ移行した。本部は、前年の11月に越中島からハーディ・バラックス（港区麻布竜土町）へ移転していた⁶³。ワトソンが引き続き指揮をとり、保安隊の育成を支援するという任務にもそれまでと変化は無かった。1953年9月末時点の組織図によれば、保安隊の重装備を含む装備品の充実と職種学校の開校にともなって、保安隊の補給処（通信、施設、衛生、需品、武器）、輸送学校、化学学校へ新たに顧問が配置されていた。人員は、将校303人、下士官537人（准尉含む）、事務官53人の合計893人であり、SASJ（1952年9月末）と比較すると、将校28人、下士官28人の減員であった⁶⁴。

SAGJの発足と同じ1953年1月、米国では共和党のアイゼンハワー政権が誕生し、安全保障政策の見直しの一環として、日本への軍事援助のあり方が再検討されることとなった。その結果、これまで保安隊の装備品は、特別極東軍予備計画（Special FECOM Reserve Program: SFRP）によって、陸軍予算から供与されていたが、これを相互安全保障法（MSA）による援助に切り替え、SFRPは1953年6月末で打ち切ることになったのであった。これにより、今後の装備品供与は、SFRPではなく、MSAを法的根拠とした相互防衛援助プログラム（Mutual Defense Assistance Program: MDAP）の枠組みで行われることになった⁶⁵。しかし、7月15日から開始されたMSA交渉は、保安隊の増強規模をめぐる両者の溝がなかなか埋まらず、ようやく調印されたのは翌年の3月8日であった⁶⁶。

MSAの交渉が開始されて以降、SFRPが打ち切られていたことにより、米軍の補給処から保安隊への装備品の送達が止まったことは、保安隊の育成を急ぐSAGJにとっても大きな問題であった。1954年3月末時点で、保安隊は連隊戦闘団として機能発揮が可能、と評価しているが、装備品不足が解消されない限り旅団以上の大規模な作戦は行えず、長期戦には米軍の兵站支援を必要とする状況であった⁶⁷。

その一方で、装備不足の影響を受けにくい教育や訓練等への支援は積極的に行われ

63 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、372頁。

64 A Report on the National Safety Force for the Period JUL-SEP 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-295.

65 植村秀樹『再軍備と55年体制』、148～152頁。MSAは、「国際の平和と安全のために友好的国家に援助を供与することにより、米国の安全を維持し、外交政策を増進し、一般福祉をもたらすための法律」（前文）であり、具体的には、相互の安全保障と自由世界の個別的及び集团的防衛の強化、各国の安全保障と独立および米国の国家的利益のための各国の資源開発、それらの国による国連集団安全保障への有効なる参加の容易化を目的としている（第2条）。日本が援助を受けるには、軍事的義務の履行、自国及び自由世界の防衛力の増進・維持のための貢献、自国の防衛力増進に必要な一切の合理的措置の実行などを条件としていた。

66 同上、199～200頁。

67 A Report on the National Safety Force for the Period JAN-MAR 1954, *ROJ*, Part 2, 1-B-297, p. 48.

ていた。米軍教範類は、CASAの発足以降1954年3月末までに336冊が発行され、そのうち130冊が日本語に翻訳されていた⁶⁸。また、日本国内の米軍基地では、保安隊の学校教育を補完する目的で武器科、工兵科、衛生科、需品科、通信科などの教育課程が用意され、1954年3月末までに幹部675人、下士官4,090人が修了した。これらの課程は、米軍に依存している兵站能力を強化するため、特に武器整備などの技術教育に重点が置かれていた⁶⁹。また、次第に指揮官や幕僚を対象とした戦術教育にも重点が拡大されて、各種作戦の訓練や研修が行われるようになった(表1)⁷⁰。この他にも、米軍部隊の研修や実業務を体験するOJTが多く計画された⁷¹。

表1 米軍基地で実施された訓練・研修

(1953年10月～1954年3月)

訓練等	期 間	参加人数
極東空地作戦学校 特別課程(入間)	12月14日～19日	35人
	3月22日～27日	37人
水陸両用作戦研修(沖縄)	3月14日～15日	50人
防空砲兵訓練(日吉)	不明	61人
対空挺訓練(厚木)	不明	15人

(出所) A Report on the National Safety Force for the Period OCT-DEC 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-296, p.38より執筆作成

また、1953年3月から、保安隊幹部の米軍の職種学校への留学が開始された。留学先と1953年7月～12月の修了者数は表2のとおりである⁷²。SAGJは、陸軍省に保安隊が要望する入校枠を提出するなど、留学に関する調整窓口として機能していた。留学候補者は、帰国後は保安隊の学校教官に補職されることを前提に選定され、履修する課程に必要な専門知識と英語能力、特に専門的事項を読み書きできる英語能力が要件として課されていた⁷³。留学準備のための語学教育もキャンプ・パーマー(習志野)

68 A Report on the National Safety Force for the Period JAN-MAR 1954, *ROJ*, Part 2, 1-B-297, p. 49.

69 A Report on the National Safety Force for the Period JAN-MAR 1954, *ROJ*, Part 2, 1-B-297, p. 46.

70 A Report on the National Safety Force for the Period OCT-DEC 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-296, p. 38.

71 例えば、第12海兵連隊(沖縄)での音源測距器材及び野戦砲兵レーダーの運用の研修(幹部5人、技官2人が参加)、保安隊の第81高射特科大隊(浜松)及び米軍第53防空砲兵部隊(福岡)でのOJT(幹部8人、下士官53人)など。Visit of National Safety Force Officers to 12th Marine Regiment, April 2, 1954, *ROJ*, Part 2, 1-E-20; Chief of Staff Conference, March 9, 1954, *ROJ*, Part 2, 1-E-265.

72 A Report on the National Safety Force for the Period JUL-SEP 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-295; A Report on the National Safety Force for the Period OCT-DEC 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-296.

73 Training of NSF Students at U. S. Service Schools, April 22, 1954, *ROJ*, Part 2, 1-E-32. 1959年度末までの陸海空自衛隊の米国への留学人数は合計2,318人にのぼった(「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、198～199頁)。

の幹部語学学校（Officers Language School）で行われていた⁷⁴。

表2 1953年7月～12月の米国留学者数（人）

	7月～9月	10月～12月
歩兵学校（ジョージア州）		54
砲兵学校（オクラホマ州）	46	53
機甲学校（ケンタッキー州）	15	15
工兵学校（ヴァージニア州）	7	7
武器学校（メリーランド州）	7	7
需品学校（ヴァージニア州）	1	1
合計	76	137

（出所）A Report on the National Safety Force for the Period JUL-SEP 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-295; A Report on the National Safety Force for the Period OCT-DEC 1953, *ROJ*, Part 2, 1-B-296 より執筆者作成

SAGJでは、従来重視されてきた技術教育が引き続き充実されるとともに、幹部教育にも重点が拡大されていったが、その要領は米国留学、米軍訓練への参加、米軍部隊の研修、OJTなどであり、装備品不足などの制約の中でより実践的な教育訓練を目指したものであったことがうかがえる。特に、空地作戦、対空挺作戦などの教育訓練は、自衛隊の創設を控えて他軍種との協同や外敵による侵攻への対処能力向上が想定されていたのかもしれない。

（2）在日軍事援助顧問団（MAAGJ）の設置問題

ところで、MSA交渉では、MDAPの枠組みで対日軍事援助を行うことになるMAAGJの規模、地位等についても議論となった。国防省がCINCFE隷下に1489人のMAAGJを設置することを計画していたためであった⁷⁵。

当時米国は、インドネシア、台湾、フィリピン、タイにも軍事援助顧問団（MAAG）を展開していたが⁷⁶、MAAGの標準的な協定書（standard agreement）では、「大使の監督下で活動する」と規定されていたため、国務省はMAAGJもその規程に合致させるべきだと考えていた⁷⁷。また国務省は、1,489人という規模についても「世界最大

74 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、374頁；Conference, General Watson, Colonel Kowalski and Supt Hayashi, March 28, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-139; Functional Statement Security Advisory Section (FEC) Special School Center, August 25, 1952, *ROJ*, Part 1, 1-F-60. SASJによって1952年5月15日開校。

75 植村『再軍備と55年体制』、152頁。

76 Chiefs of MAAGs and Chiefs of Service Sections of MAAGs, March 31, 1954, *ROJ*, Part 2, 2-C-46.

77 Acting Assistant Secretary – Mr. Johnson to the Secretary, July 9, 1953, *ROJ*, Part 2, 2-C-629.

の MAAG」であるとし、この規模の大きさとそれが日本に強いるコストは、米国に対する不必要に深刻な批判を招くだろうと懸念を示していた⁷⁸。日本としても、MAAGJ が他国の MAAG と同様に大使の監督下で活動し、顧問の資格を大使館所属の外交官とすることを求めていた⁷⁹。

議論の結果、従来の規模を維持した MAAGJ が CINCFE 隷下に設置されれば、かたちを変えた占領の継続と日本人に受け取られかねないと考えたジョン・アリソン (John M. Allison) 在京米国大使の強い反対もあり、国務省の方針に従うことで決着した。1954年2月6日、行政命令 10575 号が発出され MAAGJ は大使の監督下に置かれることとなった。また規模についても、交渉の後、当初 650 人で発足し、1年後に 300 人に縮小することを努力目標とすることで3月2日に合意されたのだった⁸⁰。

日本では 1954年7月1日、防衛庁設置法と自衛隊法が成立し、保安隊が陸上自衛隊、警備隊が海上自衛隊となり、さらに航空自衛隊が新設された。そして自衛隊は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」(自衛隊法第3条) こととなった⁸¹。主任務を治安維持から対外防衛へと変えた、これまでとは性格の大きく異なる軍事的組織の誕生であった。

MAAGJ はこれに先立つ 1954年6月7日、ワトソンの後任のジェラルド・ヒギンズ (Gerald J. Higgins) 少将を団長とし、その隷下に団長事務局の他、陸軍部、海軍部、空軍部を組織して発足する⁸²。これ以降、MAAGJ は、MDAP の枠組みの下、在京米国大使の監督下で海軍部、空軍部と連携しながら、新たに誕生した自衛隊を引き続き支援していくことになるのである。

おわりに

警察予備隊の創設と同時に、これを指導する軍事援助顧問機関として極東軍隷下に設置された CASA は、警察予備隊の隊務全般について指導することとなったが、それは困難を伴い、また忍耐を要するものであった。有能な将校と装備品の不足は、警察予備隊の育成の大きな障害となり、また警察予備隊の本部機構の編成にあたっては、

78 Size of MAAG – Japan, January 5, 1954, *ROJ*, Part 2, 2-C-80.

79 Status of MAAG, November 6, 1953, *ROJ*, Part 2, 2-C-671.

80 植村『再軍備と55年体制』、201頁。

81 「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』、68頁、75頁。

82 増田『自衛隊の誕生』、89~90頁。

部隊の行政と指揮の分離、あるいは文民の軍隊に対する優位、すなわち「文民統制」の概念が日本側になかなか理解されなかった。

そのような中で、訓練を直接的、間接的に指導し、軍事経験がほぼ皆無と言っている隊員を約一年で「歩兵大隊レベル」まで育成し、また現在の自衛隊では一般的となった「文民統制」の概念を、長い議論の末、警察予備隊の中央機構の編成に導入するなど、CASAは警察予備隊の基礎の確立に大きな役割を果たしたと言える。

平和条約の発効及び保安庁の発足を見据えてCASAを引き継いだSASJは、その立場を指導者から助言者へ変えることとなった。それは、主権回復後の日本の意向にも沿うものでもあった。その一方で、中国の朝鮮戦争への参戦などによって高まった警察予備隊の増強要求は、SASJの役割の増大を必要とすることとなり、時に日本側との関係が不安定化することになった。しかしSASJは、戦後日本が抱えた安全保障政策上の法的環境やそれに起因する制約等に強い不満を覚えながらも、現場における重装備供与のアレンジメントや重装備訓練の実施などに努力を集中することで、警察予備隊及び保安隊の増強計画を前進させることを優先したのであった。

アイゼンハワー政権の誕生とほぼ同時に発足したSAGJも、MSA交渉が難航したことで装備品の保安隊への送達が保留されるという事態に直面するが、米国留学、米軍訓練への参加、米軍部隊の研修、OJTなどを推し進めて、実戦的な教育訓練の充実に努めたのであった。特に、空地作戦、対空挺作戦など他軍種との協同や外敵の侵攻対処を想定した教育訓練の導入は、自衛隊の創設を視野に入れたものであったかもしれない。

このようにCASAからSAGJにいたる軍事援助顧問機関の活動を見てみると、彼らが様々な課題に直面しながらも、日本の軍事的組織の生成及び発展に深く関与し続けたことは間違いない。当初より課題であり続けた有能な将校と装備品の不足、また、講和後に浮上した日米共同要領をめぐる議論などに対しては、よりハイレベルな組織に意見具申し、あるいはその決定を待つ以外に根本的な解決手段を持たなかったが、彼らはそのような状況においても、日本側との対立は極力避けつつ、教育訓練の充実など彼らができることに最大限の努力を集中したのだった。保安隊はSAGJ末期の1954年3月末までに、「連隊戦闘団レベル」の戦術能力を有する、実員109,166人の「準軍隊 (quasi-military force)」となっていた⁸³。師団レベルの戦術能力の獲得には及ばなかったが、彼らの活動は日本の実力組織の基礎の確立に大きな役割を果たしたのである。

83 A Report on the National Safety Force for the Period JAN-MAR 1954, ROJ, Part 2, 1-B-297.

MAAGJは、MSA交渉においてその規模や地位が議論された結果、MDAPの枠組内で、在京米国大使の監督の下、規模を縮小して発足することとなった。これまでの軍事援助顧問機関とは大きく性格を変えたMAAGJの発足により、日本における米国の軍事援助活動は大きな節目を迎えることになった。MAAGJは、自衛隊の発展に引き続き関与していくことになるが、そこで果たした役割については、稿をあらためて考察することとしたい。

(防衛研究所)